

此ノ調査票ハ秘密ノ取扱ヲ爲
此ノ調査ハ税金ニハ關係ナシ

從田知松一月不口
(工業調査員又ハ市町村長ニ差出スコト)

◎第 號



(工 業) 調 査 票 甲

◎欄ハ道府縣廳ニ於テ記入スルコト

此ノ調査票ハ三通提出スルコト
各欄及裏面ノ記入注意ヲ熟讀ノ上記入スルコト

昭和 年 月 日 提出

並又住工ニハ所業及捺名主印稱名ノ

工 場 名					電話番号	備考													
工 場 所 在 地																			
(原動機等) 十二月 動末日 現在	電動機 (電氣モーター)	臺	馬力	從業者 (雇ハレテ仕事ヲシテ居ル人)			男	女	計										
	其ノ他ノ原動機			臺	職工(製造、加工、修理等ノ仕事ヲシテ居ル人、職人、臨時工、見習工等ヲ含ム) 其ノ他(事務員、技術員、販賣員、)														
	(蒸氣機関、蒸氣タービン、ガス機関、石油機 関、水車等ヲ謂ヒ發電機及蒸氣罐ハ含マス)				家族從業者 (工業主ヤ家族ノ者デ共ハ工場ノ仕事ヲシテ居ル人)			職工ニ準ズル者											
	燃糸機(洋式又ハ八丁)			錫	其ノ他														
	主要作業機械及設備 十二月末日現在	力織機(動力ニ依ル織機)				原料及材料總使用額(一月一日ヨリ十二月末迄ニ實際使用シタモノノ總額)			圓										
		簇幅25吋未滿ノモノ			臺	1. 製造、加工、修理フシ品物ノ種類ヲ詳シケテ生産品名欄ニ記入スルコト													
		簇幅25吋以上ノモノ			臺	2. 生産品名ハ其ノ地方ニ使ハレテ居ル特殊ノ名前ヤ其ノ工場ニ附ケタ特殊ノ名前ニ記入 セズ一般ニ通用スル名前ニ記入スルコト													
		手機(足踏機ハ含マス)			臺	3. 他カラ買入レタハ其ノ工場ニ出シテ其ノ工場デハ全然製造、加工、修理フシナイ製品 ニ付テハ記入シナシコト													
		メリヤス素地編機			臺	4. 製造高欄ニ記入スル價額ハ賣レタ製品ニ付テハ其ノ賣ツタ値段ヲ記入シ賣レ残ツタモノ ノガアル場合ハ十二月末日ノ市價ニ依リ其ノ値段ヲ見積リ賣レタモノト合計シテ記入 スルコト													
		メリヤス靴下編機			臺	5. 加工費及修理料欄ニハ類マレテ他人ノモノニ加工又ハ修理フシテ其ノ報酬トシテ受取 ツタ工賃ヲ記入スルコト													
		ミシン(縫布用ノモノ)			臺	生	產	品	名	製	造	高	加	工	費	及	修	理	料
		キュボラ(筒型熔銑爐コシキヲ含ム)			基	額	(一月一日ヨリ十二月末迄)		數量	數量	量	數量	量	數量	量	數量	量	價額	價額
旋盤(金属工用ノモノ)			臺													圓	圓		
ボール盤(金属工用ノモノ)			臺													圓	圓		
フライス盤(ミリングマシン)			臺													圓	圓		
形削盤(シェーバー)			臺													圓	圓		
陶磁器焼成窯			基													圓	圓		
植物油搾機(水壓又ハ手動ノモノ)			臺													圓	圓		
帶鋸盤(製材又ハ木工用ノモノ)			臺													圓	圓		
円鋸盤(製材又ハ木工用ノモノ)			臺													圓	圓		
活版印刷機			臺													圓	圓		
作業日數 (一月一日ヨリ十二月末迄)		日	主要事業(例ヘバ紙函製造業、電球製造業、自動車修理業ノ如ク記入スルコト) (二種以上ノ事業ヲ營ム場合ニハ主ナルモノニ種ダケ又記入スルコト)																

疑問ノ點ハ工業調査員又ハ市町村ノ係員ニ問合セスコト

日本標準規格 A4 (210×297mm)

記入注意

一、一般事項

調査票に記入する数字は1.2.3の様なアラビヤ数字を使用すること

字體は楷書で明瞭にインク又は墨で記入すること
体業中のものは備考欄に休業の時期と休業前に使つて居た職工の数を記入すること
提出期限(二月末日迄)を必ず守ること

備考欄は調査事項の内容を明瞭にする爲に設けたものであるから成るべく此の欄を活用すること
例へば前年に比較して生産額の著しい増減があつた場合は其の理由を記入し或は工場名が變つた場合は前年の工場名を記入すること

二、工場名

工場又は作業場の名稱を記入すること
例へば金丸鐵工場の様に其の工場の呼び名を記入すること

若し其の工場に特別の定つた名稱のない場合は工場主の名前を附けて記入すること
例へば中村と謂ふ人が印刷所を持つて居る場合は中村印刷所の様に記入すること

三、工場所在地

工場又は作業場の在る場所を詳しく番地迄記入すること

四、原動機

電動機を使用して居る場合は其の臺數と馬力數の合計を記入すること
例へば三馬力のもの一臺、二馬力のもの一臺を持つて居る場合は臺數は二臺、馬力數は五馬力の様に記入すること

電動機以外の原動機を使用して居る場合は一括して「他の原動機」欄に其の臺數だけを記入すること

馬力數は小數點以下一位迄とし以下は切捨てる
主要作業機械及設備

調査票中に印刷してある作業機械及設備を有して居る場合は其の箇所は定められた数量単位に依り其の数を記入すること

六、作業日數

一年間に作業した日数を記入すること

其の日の作業時間の長短に拘らず其の工場の目的とする作業を行つた場合は總て之を一日として計算すること

七、從業者數

十二月末日現在の從業者数を調査票中に印刷してある分類に依り記入すること
「職工に準する者」とは家族從業者の内職工と同じ仕事をして居る人である

職工のする仕事とその他の從業者のする仕事を兩方兼ねて居る人が居る場合は必ず其の何れか主な方一方に決めて記入すること

八、原料及材料總使用額

實際使用した原料及材料の總額を記入するので原料及材料として買つたものでも調査期間内に使用しなかつたものに付ては記入しないこと
價額は買つた時の値段に依り記入すること
頼まれて他人のものに加工又は修理をする工場では他から持つて來た原料及材料の價額は記入せず加工、修

理をする爲めに其の工場で買入れたものののみを記入すこと
例へば紡布の染色を頼まれた工場では紡布の生地の價額は記入せず其の工場で買入れた染料等の價額のみを記入すること

九、生産額

實際其の工場で生産したものとの總額を成るべく詳しく述べて其の數量及價額を記入すること
例へば醸造業では酒、味噌、醬油、粕、醤油の樽の様に記入すること

樽、箱、束、相、趴、壺等の數量単位に依ものは必ず其の内容の説明を附すこと
例へば一樽何瓶入、一箱何枚入の様に記入すること

二、主要事業

二種以上の事業を営む場合は其の各々の生産額及設備等を参考して主要と認めらるる一種を記入すること

工業調査規則

昭和十四年九月八日
商工省令第四十九號

第一條

資源調査法第一條ノ規定ニ依リ工業調査規則左ノ通定ム

工業調査規則(抄)

當時五人未満ノ職工(工業主又ハ之ト雇用關係ナ

キ者ニシテ職工ノ作業ヲ爲スモノヲ含ム以下同ジ)ヲ使

用スル工場(作業場ヲ含ム以下同ジ)ノ工業主ハ工場毎

ニ毎年別記様式第一號ニ依ル調査票甲三通ニ該當事項ヲ

調査記入シ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ

第五條

市町村ニ工業調査員ヲ置ク

工業調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ調査票ノ配付及

蒐集ニ從事ス

第九條 本則ノ規定ニ依リ提出シタル調査票及報告書ハ統

計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ人の及物

的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル場合ハ此

ノ限ニ在ラズ

前項ノ調査票及報告書ハ統計上ノ目的ニ使用スル場合ト

雖モ地方長官又ハ市町村長ノ集計發表セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

(参照)

昭和四年四月十二日法律第五十三號資源調査法(抄)

第一條

政府ハ人の及物的資源ノ調査ノ爲必要アルトキハ

個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズ

告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ

二百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條

當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタルトキ亦同ジ

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タ

リシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ罰前項ニ同